

第2回 福祉オンブズ相談員養成講座のご案内

昨年度、好評を得ました「福祉オンブズ相談員養成講座」を今年も行います。これは、社会福祉・介護福祉サービスを利用している人たち、またそのような職場で働いている人たちが持つ人権問題への相談に応えることのできる市民を一人でも多く養成しようという講座になります。この社会にとって、社会福祉・介護福祉サービスは不可欠なものです。これらサービスが無くなれば、たちまち私たちの生活や生存が脅かされます。しかし一方で、自分自身の人権が侵されていても、サービスの利用制限や解雇のような事態を恐れ、自由に発言することができない人もたくさんいます。このようなことが無いようにと、社会福祉法においても社会福祉事業自体の自己点検が謳われていますが、経営者の自己努力だけでは、これら問題を解決することが難しいです。そこで、福祉に関して関心を持つ市民を一人でも増やし、厳しくも温かい目で社会福祉・介護福祉サービスを見守ることのできる人材が必要になります。

今回の講座では、高齢者や障害者をはじめ、子どもや経済的に苦しい人たちの人権についても教授予定です。また、これら相談を円滑に進めることができるように、相談技法についても講義と演習で行う予定です。ぜひ、奮ってご参加ください。

① 11月2日（土）10時00分～12時30分

- ・開講式
- ・「福祉オンブズとは」 講師：藤井宏明氏（福祉オンブズおかやま事務局長）
- ・「高齢者の権利擁護」 講師：今岡清廣氏（今岡社会福祉事務所・社会福祉士）

② 11月9日（土）10時00分～12時10分

- ・「障害者の権利擁護」 講師：吉野一正氏（障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会 事務局長）
- ・「低所得者の権利擁護」 講師：渡部廣一氏（特定非営利活動法人岡山・ホームレス支援きずな）

③ 11月16日（土）10時00分～12時10分

- ・「福祉労働者の権利擁護」 講師：前原成美氏（福祉オンブズおかやま副代表）
- ・「子どもの権利擁護」 講師：岡邑祐樹氏（木もれび法律事務所・弁護士）

④ 11月30日（土）10時00分～12時30分

- ・「相談援助の理論」「相談援助の技術」 講師：竹中麻由美氏（川崎医療福祉大学医療福祉学科准教授）
- ・閉講式（修了証授与式）

※原則として、すべての講座に参加することで最終日に修了証を発行します。

※遅刻は、15分を超えると欠席扱いさせていただきます。

※途中の講座を欠席しても、残りの講座の受講を妨げることにはなりません。

*定員：20名

*受講料：5000円（非会員）・4000円（会員）

*全日程分の受講料です。

・申込方法：

お申込の際には、必要事項（お名前・住所・電話番号等連絡先・会員 or 非会員）を「福祉オンブズおかやま」までご連絡ください。申込は、FAX、あるいはメールにてよろしくお願ひします。電話の場合は、毎日曜日10時から15時までにお願いします。

※明記された個人情報は、本養成講座に関する事務でのみ使用し、それ以外の目的では使用しない旨を了承のうえ記載して下さい。

※受講許可証を発行しますので、お手元に届きましたら当日会場まで持参してお越しください。

*申し込み締切：2013年10月25日（金）

福祉オンブズおかやま会報



発行人 作花 知志
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内
TEL/FAX 086-232-2940 E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com

第48号
2013年9月

今年度 NPO 法人化をめざして

福祉オンブズおかやま 代表 作花 知志

福祉オンブズおかやまは、今年度にNPO 法人化をめざしております。

NPO 法人化にあたり私達が忘れてはならないことは、法が紙に書かれた活字であるように、法が生み出した法人そのものは抽象的な存在であって、その抽象的な存在である法人に、いかなる意味を与えるのかが大切なのだ、ということではないでしょうか。

実は、オバマ氏が大統領に選ばれた2008年の選挙の際の朝日新聞の記事で、ある地方の散髪屋を営む男性の話が掲載されました。

初めて黒人大統領が選ばれるのではないかと言われていたその選挙において、その男性は「この国は虹のようなものだ。いろいろな色があり、決して交わろうとしない。でもだからこそ美しいんだ。」と言われたそうです。

「虹のような国」という考え方には、私達と法の関係をも示唆するものだと思います。法そのものは紙に書かれた活字にすぎません。そして、社会は法が生み出された後も変化していきます。

ですので私達は、その客観的な存在である法に、意味を与える必要があるのです。そして、法に意味を与える人が1人だけですと、それは恣意の生じる「人の支配」と何等変わらないことになりますね。そこで私達は、法にさまざまな価値観や立場から光を当てて、

その意味を主観的な価値から客観的な価値へと昇華させようとするのです。法に当たられる光が多ければ多いほど、法は社会が求めめる姿へと変化することになるのです。

福祉施設での事故、生活保護法の改正、いじめ問題など、私達の社会はさまざまな問題を抱えながら、永遠に変化していきます。福祉オンブズおかやまが、法人となることが認められた後、その法人を社会の求める姿に近づけることができるのか、社会の変化を感じながらそこで日々発生する問題を適切に解決できる存在とすることができるのかは、その構成員である私達が、法人という法が生み出した存在にいかなる光を当てることができるのかにかかっているのだと思います。そして当たられた光で法人が七色の虹のような輝きを発することができたとするならば、きっと福祉オンブズおかやまの法人化は社会の支持を得ることができるのだろうと思うのです。

電話・窓口相談 受付中！

※毎週日曜日、午前10時から午後3時まで。それ以外のときの相談は、留守電に入れてください。早急に対応します。

TEL/FAX 086-232-2940

E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com